

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 17 日

郡上市長 日置 敏明

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

寒水第 6 地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 17 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1.1 経営体数

法人 0 経営体

個人 1.1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来性のあり方

- ・環境保全及び循環型農業を目指し、地域で生産される堆肥活用を行う。
- ・農地は、個人農家での頑張りや中山間地域等直接支払制度を活用しながら、今後も営農活動を継続するが、高齢化や後継者不足の農家については、担い手農家等への貸付・集積を検討していく。
- ・トマトを引き続き振興作物として、普及推進する。特に、新規就農者の積極的受入を行う。